# 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日					
<b>東新在日日</b>	令和7年6月24日					
更新年月日	(第1回)					
目標年度	令和16年度					
市町村名	出雲市					
(市町村コード)	(32203)					
地域名	斐川地域					
(地域内農業集落名)	(別紙のとおり)					
	\$ _ 1 B					

- 注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	2,491.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	2,477.0 ha
② 田の面積	2,261.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	230.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	186.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	101.1 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
- 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
- 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
- 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
- 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
- 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題

本地域の農地の約9割が水田で、再圃場整備率も7割を超える。(公財)斐川町農業公社が農地の集積・集約業務を担っており、貸出希望農地を近隣の農業担い手へ斡旋し、農地集積率は7割を超えている。

令和5年9月に実施した地権者及び担い手へのアンケート調査によると、貸出希望農地よりも経営規拡大希望 農地の方が多く、数字上は全て担い手農家に貸出希望農地を配分できるが、6地区で開催した協議の場での農 業担い手との話し合いでは、点在する畑や山手の条件の悪い圃場は受け入れにくい状況である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

本地域では土地利用型の農業担い手が多く、水稲・麦・大豆等による2年3作の作付体系を中心に高収益作物を組み合わせた営農を展開しており、水田の耕地利用率は120%にも及んでいる。今後も、農地集積を進めながら推進していく。

経営面積は中小規模ながら園芸等の認定農業者や認定新規就農者も多く、今後も個別経営体の確立を図っていく。

斐川町農林事務局体制を構築しており、農業関係機関が一体となった農業施策の決定と遂行を実施していく。

- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
  - (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

(公財)斐川町農業公社の集積・集約化方針に従い、貸出希望農地を近隣の農業担い手へ斡旋する。また、担 い手間での農地入替調整を行い、集約化を図りながら農業担い手が公平に規模拡大できるよう農地配分を行

%

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 73.6 % 将来の目標とする集積率 78.2

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

上記(公財)斐川町農業公社の集積・集約化方針により集団化を図る。担い手が利用する農地面積の団地数は325団地、1団地平均面積499.5a(令和4年度時点)である。団地数の減少及び1団地平均面積の拡大を進める。

# 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1)農用地の集積、集団化の取組

(公財)斐川町農業公社を通じて、農業担い手を中心に集積・集約化を進める。

### (2)農地中間管理機構の活用方法

白紙委任による貸出希望農地については農地中間管理機構を活用し、農業担い手の経営規模拡大意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。

### (3)基盤整備事業への取組

農業・農村の多面的機能を維持するため、水路等の小規模な修繕や維持管理は多面的機能支払交付金を活用する。また、面的な整備が必要な場合は、農地耕作条件改善事業等の基盤整備事業も検討する。

## (4)多様な経営体の確保・育成の取組

多様な農業者が担い手として育成していくために、農業関係機関が一体となった斐川町農林事務局体制により、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

# (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

(公財)斐川町農業公社での農作業受委託斡旋事業(水稲基幹作業、堆肥散布作業、畦畔管理作業)や、JAしまね斐川地区本部での園芸作物(タマネギ)機械化貸出体制により取り組んでいく。

### 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

Ŀ	①鳥獣被害防止対策	J	②有機・減農薬・減肥料	ы	③スマート農業		④畑地化·輸出等	Ŀ	⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等	L	⑦保全・管理等	۷	⑧農業用施設	5	⑨耕畜連携等	Ŀ	<b>⑪その他</b>

#### 【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害対策を検討し、安心して農業に取り組める環境を整える。
- ②水稲等の有機栽培や地元産たい肥の活用を進め、より付加価値の高い農産物の生産を図る。
- ③経営規模の拡大に合わせ、スマート農業技術の導入を推進し、生産性の高い農業経営を目指す。
- ⑤ぶどうを栽培している地区もあり、より一層の生産振興を推進していく。
- ⑧施設園芸の新規就農希望者もあり、園芸農家も規模拡大を図ることから、新設ハウスの建設を推進していく。
- ⑨地域内外の畜産農業者と連携した耕畜連携、地域内循環型農業を推進していく。
- ⑩基盤整備事業の実施区域では、担い手農業者への農地集積を図っていく。

### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	農業を担う者	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
属性	(氏名・名称)	任名•名称)		作業受託				<b>化类型式 口捶</b> 地网	
		経営作目等	経営面積	面積	経営作目等	経営面積	面積	上の表示   備考	1佣-存
認農	109	水稲等	1,727.8 ha		水稲等	1,822.5 ha	ha	青	
認就	5	果樹等	6.9 ha	ha	果樹等	16.5 ha	ha	青	
集	5	水稲等	80.0 ha	ha	水稲等	81.1 ha	ha	青青	
到達	8	水稲等	19.6 ha	ha	水稲等	29.4 ha	ha	青	
農協			ha	ha		ha	ha		
サ			ha	ha		ha	ha		
利用者	3,363	水稲等	659.4 ha	ha	水稲等	319.8 ha	ha	黄	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	3490経営体	Ne e E = m eth	2,493.7 ha	0 ha		2,269.3 ha	0 ha		111

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
- 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目
1	(公財)斐川町農業公社	農作業受委託斡旋事業	水稲等
2	JAしまね斐川地区本部	園芸作物機械化貸出体制	タマネギ

### 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

#### (留章事項

、農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。